

平成23年度

解除条件付き農業参入法人等の
農地利用に関する調査結果

平成24年3月

全国農業会議所

はじめに

平成21年12月に農地法等が改正され、農業生産法人でない一般の法人も農地を貸りて農業経営を行うことが出来るようになった。また個人でも、農作業に常時従事せずとも農地を借りることが出来ることになっている。これらの貸借を行う際には、①地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、農業経営を継続的・安定的に行うと見込まれることや、②借りた農地を適正に利用していない場合に、貸借を解除できる旨の条件が付されていること、が必要である。

従来の農業者、農業生産法人ではない新たな農業の担い手として、大いに期待されるとともに、地域の他の農業者との関係や、経営が悪化した場合にすぐに撤退してしまうのではないかとといった不安の声もある。

本調査は、このような解除条件付き貸借を行った者（農業生産法人以外の法人および農作業常時従事者以外の個人）の借り入れ農地等の実情を把握し、農地制度を検討する際の基礎資料とすることを目的として実施した。

調査の実施においては、都道府県農業会議および市町村農業委員会にご協力いただいた。本調査結果が、今後の農地制度の運用、地域農業の振興に役立てば幸いである。

平成24年3月
全国農業会議所

目 次

I . 調査方法等	・ ・ ・ 1
II . 調査結果の概要	・ ・ ・ 7
III . 調査結果	・ ・ ・ 9
1 . 経営作目	
2 . 経営面積	
3 . 適用法、賃借期間、賃借料	
4 . 本社所在地	
5 . 基盤整備の状況	
6 . ほ場面積（連坦化の状況）	
7 . 市町村長からの意見	
8 . 参入時における地域での役割分担に関する協定等の内容と実際の活動	
9 . 賃借期間の中途の契約終了時における違約金の支払いの取り決め	
(付録)	
統計表	・ ・ ・ 1 7
調査票	・ ・ ・ 3 2
関連法令等（抄）	・ ・ ・ 3 6

I. 調査方法等

1. 調査目的

本調査は、解除条件付き貸借を行った者（農業生産法人以外の法人および農作業常時従事者以外の個人）（以下、「農業参入法人等」という）の借り入れ農地等の実情を把握し、農地制度を検討する際の基礎資料とすることを目的として実施した。

2. 調査方法

平成 23 年 6 月末時点において解除条件付き貸借のあった農業委員会が、平成 23 年 11 月 1 日時点において解除条件付き貸借で営農を行っているすべての農業参入法人等に関する情報を調査票に記入したものを集計した。調査対象となった農業委員会は 375、調査報告農業委員会数は 322、回収率は 85.9%、回収調査票は 629 であった。

II. 調査結果の概要

1. 経営体の概況

調査票を回収した 629 経営体のうち、法人経営は 572 経営体（90.9%）、個人経営は 57 経営体（9.1%）である。法人形態は、株式会社 377 経営体（59.9%）、NPO 法人 65 経営体（10.3%）、その他（社会福祉法人、合同法人等）125 経営体（19.9%）、となっている。

また、法人の業種は、建設業 100 経営体（15.9%）、食品関連業 120（19.1%）、社会福祉関係 62 経営体（9.9%）、その他 286 経営体（45.5%）である。なお、その他の業種には、サービス業（小売業、飲食業、不動産業等）、流通業、製造業、農業（畜産など農地を所有していない農業）などがあつた。

2. ブロック別の参入数

ブロック別の参入数は、北海道 21、東北 73、関東 83、東海 111、北信越 61、近畿 71、中国 93、四国 43、九州 70、沖縄 3 となっている。

都道府県別参入経営体数(法人形態、業種別)

(単位：経営体数)

	合計	法人								個人
		計	法人形態			業種				
			株式会社	NPO法人	その他	建設業	食品 関連業	社会福 祉関係	その他	
全国計 (割合%)	629 100	572 90.9	377 59.9	65 10.3	125 19.9	100 15.9	120 19.1	62 9.9	286 45.5	57 9.1
北海道	21	19	10	4	5	3	6	1	9	2
東北	73	70	48	3	19	20	9	9	32	3
青森県	16	16	9		7	6	1	4	5	
岩手県	24	24	19		5	7	5	3	9	
宮城県	1	1	1						1	
秋田県	10	8	7		1	2	1		5	2
山形県	10	9	6	1	2	3	1	1	4	1
福島県	12	12	6	2	4	2	1	1	8	
関東	83	76	48	16	11	4	21	14	36	7
茨城県	7	7	3	2	2		4	1	2	
栃木県	13	9	9				2		7	4
群馬県	1	1			1				1	
埼玉県	24	23	14	6	3		4	7	12	1
千葉県	11	10	8	1		1	3	1	4	1
東京都	0									
神奈川県	17	16	7	5	4	2	3	5	6	1
山梨県	10	10	7	2	1	1	5		4	
東海	111	92	57	11	22	11	12	7	60	19
岐阜県	24	24	15	1	8	2	7		15	
静岡県	43	38	26	5	7	6	3	2	27	5
愛知県	37	23	14	3	4	3	1	3	14	14
三重県	7	7	2	2	3		1	2	4	
北信越	61	61	45	4	12	15	14	5	27	0
新潟県	27	27	21	1	5	6	5	1	15	
富山県	1	1	1				1			
石川県	8	8	8			5			3	
福井県	15	15	10	2	3	1	7	3	4	
長野県	10	10	5	1	4	3	1	1	5	
近畿	71	62	41	9	11	5	17	4	35	9
滋賀県	9	8	5	2	1		3		5	1
京都府	1	1	1			1				
大阪府	17	9	7	1			1		7	8
兵庫県	25	25	20	1	4	2	10		13	
奈良県	6	6	3	2	1	1	1	1	3	
和歌山県	13	13	5	3	5	1	2	3	7	
中国	93	90	61	10	18	23	17	11	39	3
鳥取県	33	33	19	4	10	10	4	7	12	
島根県	11	9	6		2	3	2		4	2
岡山県	9	9	8	1		1	4	1	3	
広島県	31	30	23	2	5	7	6	1	16	1
山口県	9	9	5	3	1	2	1	2	4	
四国	43	41	24	4	13	5	14	5	17	2
徳島県	4	4	3		1		2		2	
香川県	14	12	9		3	3	6		3	2
愛媛県	19	19	9	4	6		6	5	8	
高知県	6	6	3		3	2			4	
九州	70	58	40	4	14	14	9	6	29	12
福岡県	6	5	4		1	1	2	1	1	1
佐賀県	2	2	2						2	
長崎県	10	7	4		3	1	2	2	2	3
熊本県	21	21	16	2	3	5	3	2	11	
大分県	7	7	4		3	1	1		5	
宮崎県	4	4	2	1	1		1		3	
鹿児島県	20	12	8	1	3	6		1	5	8
沖縄県	3	3	3				1		2	

※法人形態、業種の合計は、法人数とはならない(未回答者がいるため)。

Ⅲ. 調査結果

1. 経営作目

解除条件付き貸借を行った者（農業生産法人以外の法人および農作業常時従事者以外の個人）（以下、「農業参入法人等」という）の主な経営作目は、露地野菜 229 経営体 (36.6%) が最も多く、稲作 141 経営体 (22.5%)、施設野菜 41 経営体 (6.5%)、いも・麦・マメ 40 経営体 (6.4%) と続いている。その他が 81 経営体 (12.9%) と多いが、キノコ、苔、牧草、健康食品原料等などがあつた。

ブロック別では、関東、東海、四国は特に露地野菜が多く、東北、北信越は稲作が多い。

業種別では、建設業は稲作 25 経営体 (25.5%) と果樹 16 経営体 (16.3%) の割合が比較的大きく、食品産業と社会福祉関係は、露地野菜の割合が大きい。

表1 主な経営作目(ブロック別)

(単位：経営体)

	計	稲作	いも 麦 マメ	露地 野菜	施設 野菜	花き	工芸 作目	果樹	酪農	肉用 牛	養豚	養鶏	その 他
全国計 (割合%)	626 100	141 22.5	40 6.4	229 36.6	41 6.5	16 2.6	9 1.4	58 9.3	0 0.0	4 0.6	2 0.3	5 0.8	81 12.9
北海道	20	2	2	6	0	1	0	1	0	0	1	0	7
東北	73	18	10	13	6	4	1	6	0	0	0	2	13
関東	83	16	5	35	5	3	0	11	0	0	0	0	8
東海	111	20	5	53	6	2	6	4	0	1	0	1	13
北信越	61	18	3	20	4	2	1	5	0	0	0	1	7
近畿	70	14	7	25	9	1	0	10	0	0	0	0	4
中国	93	26	4	41	2	1	0	6	0	3	0	0	10
四国	43	11	1	13	2	1	0	8	0	0	1	1	5
九州	69	15	3	23	7	1	1	5	0	0	0	0	14
沖縄	3	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0

表2 主な経営作目(業種別)

		稲作	いも 麦 マメ	露地 野菜	施設 野菜	花き	工芸 作目	果樹	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	その他	計
建設業	法人数	25	6	33	3	5		16		1			9	98
	割合 (%)	25.5	6.1	33.7	3.1	5.1	0.0	16.3	0.0	1.0	0.0	0.0	9.2	100
食品産業	法人数	17	7	57	3	2	1	15			1	1	16	120
	割合 (%)	14.2	5.8	47.5	2.5	1.7	0.8	12.5	0.0	0.0	0.8	0.8	13.3	100
福祉関連	法人数	13	6	26	4			7					6	62
	割合 (%)	21.0	9.7	41.9	6.5	0.0	0.0	11.3	0.0	0.0	0.0	0.0	9.7	100
その他	法人数	65	18	88	30	9	5	17		3	1	3	46	285
	割合 (%)	22.8	6.3	30.9	10.5	3.2	1.8	6.0	0.0	1.1	0.4	1.1	16.1	100
計	法人数	120	37	204	40	16	6	55	0	4	2	4	77	565
	割合 (%)	21.2	6.5	36.1	7.1	2.8	1.1	9.7	0.0	0.7	0.4	0.7	13.6	100

2. 経営面積

経営面積は、「0.5ha以上1ha未満」が173経営体（法人163、個人10）と最も多く、次いで「0.2ha以上0.5ha未満」が130経営体（法人112、個人18）、「1ha以上2ha未満」が91経営体（法人90、個人1）、「0.2ha未満」が79経営体（法人58、個人21）、「2ha以上5ha未満」が77経営体（法人74、個人1）の順になっている。また、大規模経営では、「100ha以上」が3法人、「50ha以上100ha未満」が1法人となっている。

法人の経営面積は、平均は3.94ha、中央値（※）は0.72haである。個人経営の経営面積は、平均は1.39ha、中央値は0.30haである。

ブロック別の平均面積は、北海道が13.6ha、東北が8.8haと大きく、近畿が1.1ha、東海が1.5haと小さい。

※中央値は、順番に並べたときに中央にくる値のこと。一部の極端な数値によって平均が動くときには、中央値の方が直感と近い値となる。

経営体数

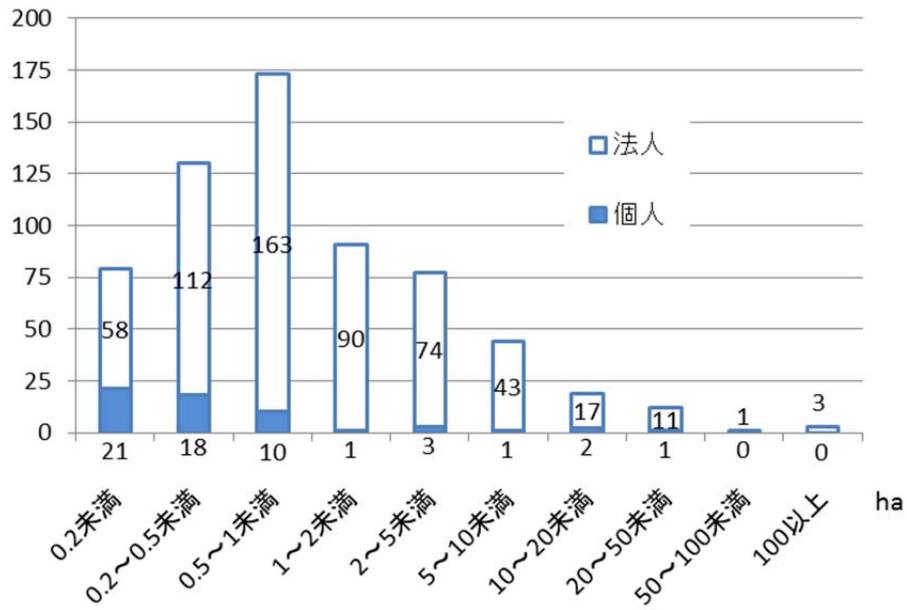


図1 経営面積の規模(法人および個人)

表3 経営面積

	法人	個人	合計
平均 (ha)	3.94	1.39	3.71
中央値 (ha)	0.72	0.30	0.70
標準偏差	20.37	3.82	19.47

表4 ブロック別経営面積(平均・最大・最小)

	計			法人			個人		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小
全国	3.7	399.0	0.03	3.9	399.0	0.03	1.4	22.6	0.05
北海道	13.6	173.4	0.10	14.2	173.4	0.10	8.3	13.5	3.10
東北	8.8	399.0	0.07	8.8	399.0	0.07	7.9	22.6	0.51
関東	3.9	170.0	0.06	4.2	170.0	0.06	0.9	2.6	0.40
東海	1.5	47.0	0.03	1.8	47.0	0.03	0.3	2.2	0.10
北信越	3.2	19.0	0.05	3.2	19.0	0.05	-	-	-
近畿	1.1	18.7	0.05	1.2	18.7	0.06	0.1	0.2	0.05
中国	3.9	47.0	0.03	3.8	47.0	0.03	7.1	11.7	0.40
四国	3.1	82.0	0.06	3.2	82.0	0.06	0.4	0.5	0.40
九州	1.8	26.0	0.05	2.2	26.0	0.10	0.2	0.4	0.05
沖縄県	4.1	7.6	1.02	4.1	7.6	1.02	-	-	-

農地面積の田の割合は、経営体毎の割合を平均し、全国では43%となった。「畑のみ」が292経営体(48.1%)、「田のみ」が205経営体(33.8%)、「田が多い」が64経営体(10.5%)、「畑が多い」が46経営体(7.6%)であった。

表5 農地面積(田の割合)

(単位：経営体数)

	平均 (%)	100 田のみ	50~99 田が多い	1~50 畑が多い	0 畑のみ	計
全国	43	205	64	46	292	607
(割合%)		33.8	10.5	7.6	48.1	100.0
北海道	14	1	2	1	17	21
東北	42	26	5	2	32	65
関東	26	13	9	9	51	82
東海	35	35	3	6	63	107
北信越	42	17	9	4	30	60
近畿	54	31	6	7	26	70
中国	53	37	12	9	33	91
四国	66	21	9	1	12	43
九州	48	22	9	7	27	65
沖縄県	67	2	0	0	1	3

※ 「田の割合」は、経営体毎の田の割合を道府県ごとに平均した。

3. 適用法、賃借期間、賃借料

農地の貸借の適用法、賃借期間、賃借料は、筆毎に集計している。解除条件付き貸借の許可は、農地法が492筆(40.2%)、農業経営基盤強化法731筆(59.8%)であった。

賃借期間は、平均で5.6年、最大で31年であった。「5年以上10年未満」が497筆と最も多く、「3年以上5年未満」が306筆、「10年以上20年未満」が254筆と続いている。「1年未満」の短期貸借は3筆であり、長期貸借は、「20年以上30年未満」が12筆、「30年以上」が3筆である。

賃借料水準については、図3の通り、使用貸借(無償での貸借)が226筆(19.9%)、物納が43筆(3.8%)あり、金額が明記されている貸借は866筆(76.3%)であった。

賃借料(使用貸借および物納は含まない)は、全国平均で10a当たり15,223円である。

「5,000~9,999円」が最も多く、259筆あり、次いで「10,000~14,999円」222筆、「1,000~4,999円」136筆となっている。また、賃借料が比較的高額

な地域は、近畿 26,863 円、四国 21,712 円、関東 17,953 円であり、比較的low額な地域は、北海道 5,701 円、北信越 9,606 円、沖縄県 12,429 円となっている。

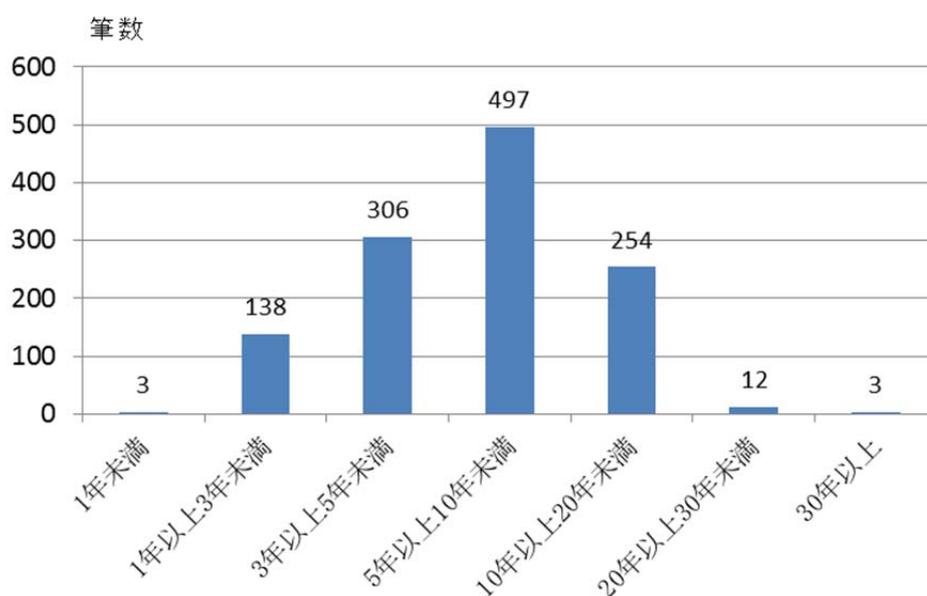
地目別では、田の賃借料平均が 14,301 円、畑が 15,770 円、樹園地が 21,711 円、採草放牧地が 4,853 円である。田よりも畑の方が高額であるが、標準偏差は畑の方がかなり大きく、畑の方が様々な金額に分布している。

表6 賃借料および賃借期間

(単位：筆数、円、年)

	適用法		賃借料	期間	
	農地法	農業経営基盤強化促進法	平均	平均	最大
全国	492	731	15,223	5.6	31
北海道	22	7	5,701	5.4	20
東北	97	31	14,528	6.2	20
関東	44	113	17,953	5.4	19
東海	87	93	13,961	5.6	31
北信越	76	80	9,606	5.7	30
近畿	40	78	26,863	5.2	20
中国	34	199	13,038	5.4	20
四国	27	42	21,712	6.0	15
九州	63	87	13,530	5.8	22
沖縄県	2	1	12,429	6.0	10

※ 賃借料は、賃貸借料金の平均（使用貸借および物納は含まない）。



注) 筆別集計。ただし、適用法、地目、賃借期間、賃借料が同一の農地は一筆とした。

図2 賃借期間

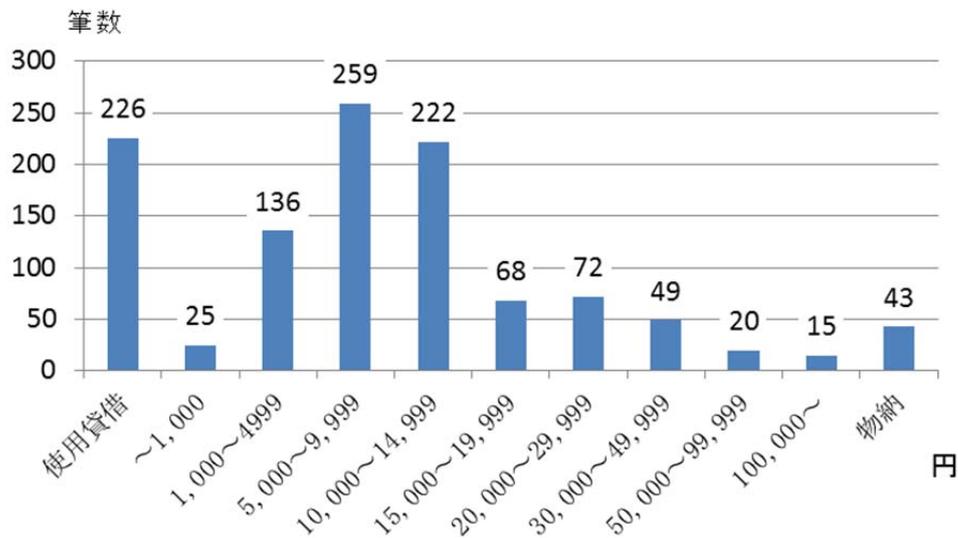


図3 賃借料水準

注) 筆別集計。ただし、適用法、地目、賃借期間、賃借料が同一の農地は
一筆とした。

表7 地目別賃借料

地目	筆数				賃借料 (円)			
	計	賃貸借 (1円~)	物納	使用貸借 (0円)	賃貸借のみ		使用貸借および賃貸借	
					平均	標準偏差	平均	標準偏差
田	562	409	38	115	14,301	18,944	11,162	17,752
畑	535	427	5	103	15,770	31,247	12,705	28,733
樹園地	34	27	0	7	21,711	35,676	17,241	32,982
採草放牧地	4	3	0	1	4,853	4,066	3,640	4,100
総計	1,135	866	43	226	15,223	26,323	12,073	24,239

※賃借料の計算において、物納は金納換算していない。

4. 本社所在地

農業経営を行う地域（農地権利取得地）と本社所在地との地理的關係は、同一市町村内が 417 法人（72.9%）であり、次いで市町村外（県内）107 法人（18.7%）、市町村外（県外）39 法人（6.8%）となっている。

業種別では、市町村内の割合が最も高いのが福祉関連の 77.4%（48 法人）、次いで建設業 77.0%（77 法人）、食品産業 70.8%（85 法人）となっている。県外の割合が一番高いのは食品産業で、9.2%（11 法人）である。

表8 農地権利取得地と本社所在地との距離(ブロック別)

(単位：法人)

	市町村内	市町村外 (県内)	市町村外 (県外)	不明	計
全国	417	107	39	9	572
(割合%)	72.9	18.7	6.8	1.6	100.0
北海道	15	4	0	0	19
東北	57	10	3	0	70
関東	43	16	15	2	76
東海	64	16	10	2	92
北信越	48	11	2	0	61
近畿	48	11	2	1	62
中国	67	16	3	4	90
四国	27	12	2	0	41
九州	45	11	2	0	58
沖縄	3	0	0	0	3

表9 農地権利取得地と本社所在地との地理的關係(業種別)

		市町村内	市町村外 (県内)	市町村外 (県外)	不明	計
建設業	法人数	77	16	5	2	100
	割合 (%)	77.0	16.0	5.0	2.0	100.0
食品産業	法人数	85	24	11	-	120
	割合 (%)	70.8	20.0	9.2	-	100.0
福祉関連	法人数	48	9	3	2	62
	割合 (%)	77.4	14.5	4.8	3.2	100.0
その他	法人数	207	58	20	1	286
	割合 (%)	72.4	20.3	7.0	0.3	100.0
計	法人数	417	107	39	5	568
	割合 (%)	73.4	18.8	6.9	0.9	100.0

5. 基盤整備の状況

権利取得した農地の基盤整備の状況について、経営体毎にその割合を調査した。全国平均では、「A 基盤整備済み」が49%、「B 未整備、未整形の農地（復元は不要）」が23%、「C 容易に復元した農地（草刈りやトラクターでの耕起程度）」が21%であり、「D 重機などで相当な時間、費用をかけて復元した農地」は7%であった。

地域別では、「A 基盤整備済み」の割合が比較的大きいのが、沖縄（77%）、近畿（65%）、北信越（64%）、中国（53%）であり、「C 容易に復元した農地（草刈りやトラクターでの耕起程度）」の割合が大きいののが、東海（34%）、東北（25%）、四国（24%）、「D 重機などで相当な時間、費用をかけて復元した農地」割合が大きいのが中国（11%）、東海（10%）、九州（10%）、関東（9%）であった。

業種別では、「A 基盤整備済み」の割合が比較的大きいのが、食品産業やその他の業種であり、建設業は、「C 容易に復元した農地（草刈りやトラクターでの耕起程度）」や「D 重機などで相当な時間、費用をかけて復元した農地」の割合が大きいのが大きい。

本社所在地別では、市町村外（県内）が「A 基盤整備済み」の割合が比較的大きく、市町村外（県外）は、「C 容易に復元した農地（草刈りやトラクターでの耕起程度）」や「D 重機などで相当な時間、費用をかけて復元した農地」の割合が大きいのが大きい。

表10 基盤整備の状況

(単位：%)

	A	B	C	D	E	計
	基盤整備済み	未整備、未整形の農地（復元は不要）	容易に復元した農地（草刈りやトラクター耕起程度）	重機などで相当な時間、費用をかけて復元した農地	その他・不明	
全 国	49	23	21	7	0	100
北海道	50	40	11	0	0	100
東北	42	25	25	7	1	100
関東	43	28	19	9	0	100
東海	43	12	34	10	1	100
北信越	64	12	19	5	0	100
近畿	65	20	14	2	0	100
中国	53	23	14	11	0	100
四国	37	37	24	1	1	100
九州	45	27	18	10	0	100
沖縄	77	17	7	0	0	100

注) 経営体毎のA～Eの割合を、単純平均した。

表11 業種と基盤整備状況のクロス表

		A	B	C	D	E	
		基盤整備 済み	未整備、未 整形の農地 (復元は不 要)	容易に復元 した農地 (草刈りや トラクター 耕起程度)	重機などで 相当な時 間、費用を かけて復元 した農地	その他・不 明	計
建設業	法人数	43	17	28	8	4	100
	割合 (%)	43.0	17.0	28.0	8.0	4.0	100.0
食品産業	法人数	58	28	23	8	3	120
	割合 (%)	48.3	23.3	19.2	6.7	2.5	100.0
福祉関連	法人数	24	13	14	2	9	62
	割合 (%)	38.7	21.0	22.6	3.2	14.5	100.0
その他	法人数	140	62	47	19	18	286
	割合 (%)	49.0	21.7	16.4	6.6	6.3	100.0
計	法人数	265	120	112	37	34	568
	割合 (%)	46.7	21.1	19.7	6.5	6.0	100.0

※経営体は分類 (A~E) の割合を回答。経営体毎に最も割合の高かった分類にカウントした。

表12 本社所在地と基盤整備状況のクロス表

		A	B	C	D	E	
		基盤整備 済み	未整備、未 整形の農地 (復元は不 要)	容易に復元 した農地 (草刈りや トラクター 耕起程度)	重機などで 相当な時 間、費用を かけて復元 した農地	その他・不 明	計
市町村内	法人数	198	85	84	30	27	424
	割合 (%)	46.7	20.0	19.8	7.1	6.4	100.0
市町村外 (県内)	法人数	58	23	18	3	6	108
	割合 (%)	53.7	21.3	16.7	2.8	5.6	100.0
市町村外 (県外)	法人数	12	10	10	5	2	39
	割合 (%)	30.8	25.6	25.6	12.8	5.1	100.0
個人	人数	24	8	10	1	14	57
	割合 (%)	42.1	14.0	17.5	1.8	24.6	100.0
計	法人数	292	126	122	39	49	628
	割合 (%)	46.5	20.1	19.4	6.2	7.8	100.0

※経営体は分類 (A~E) の割合を回答。経営体毎に最も割合の高かった分類にカウントした。

6. ほ場面積（連坦化の状況）

ほ場の連坦化の状況については、連坦化したほ場を一枚のほ場として、そのほ場の箇所数を面積別に調査している。

1経営体あたりのほ場数は、「4,5箇所」が181経営体（28.8%）がもっとも多く、「6～10箇所」が134経営体（21.3%）、「3箇所」が132経営体（21.0%）、「2箇所」が118経営体（18.8%）であった。

農地の集団化の状況を面積別で見ると、「50a未満」が1,192経営体（67.7%）と最も多く、「50a以上1ha未満」が290経営体（16.5%）、「2ha以上」が181経営体（10.3%）、「1ha以上2ha未満」が97経営体（5.5%）であった。

表13 経営体あたりほ場数(連坦化の状況)

	(単位：経営体)							
	1箇所	2	3	4 ～ 5	6 ～ 10	11 ～ 20	20 ～	計
全国	26	118	132	181	134	30	8	629
(割合%)	4.1	18.8	21.0	28.8	21.3	4.8	1.3	100.0
北海道		6	8	4	3			21
東北	2	4	14	27	19	6	1	73
関東		16	13	26	19	6	3	83
東海	1	20	30	29	31			111
北信越	4	13	6	20	12	5	1	61
近畿	8	16	12	18	14	3		71
中国	8	21	23	21	14	4	2	93
四国		8	11	14	9	1		43
九州	3	13	14	22	12	5	1	70
沖縄県		1	1		1			3

※複数のほ場が連坦化されている場合は、一つのほ場としてカウントした。

表14 ほ場面積(連坦化の状況)

(単位：箇所)

	50a未満	50a ～ 1ha 未満	1ha ～ 2ha 未満	2ha～	計
全国	1192	290	97	181	1760
(割合%)	67.7	16.5	5.5	10.3	100.0
北海道	7	6	6	20	39
東北	118	54	31	36	239
関東	299	25	7	13	344
東海	109	24	8	40	181
北信越	122	69	12	19	222
近畿	104	34	2	10	150
中国	177	35	18	19	249
四国	100	9	2	4	115
九州	152	31	8	19	210
沖縄県	4	3	3	1	11

注1) 面積別には場数を回答。

注2) 複数のほ場が連坦化されている場合は、一つのほ場として、面積を合計している。

7. 市町村長からの意見

農地法による解除条件付き貸借の許可に当たって、農業委員会はあらかじめ市町村長に通知する。市町村長は、農地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があれば、農業委員会に意見を述べることができる(農用地利用集積計画により権利取得を行う場合は、なし)。

市町村長からの意見は、行っていない場合も多いが、「土地利用計画との整合性を確認し、異議無しと回答」している場合の他、以下のような回答があった。

- ・借主が農業生産法人の資格取得を志向し、その準備段階として、農地を賃借して農業に参入するため、農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から適当と認める。
- ・ 1. 周囲の環境に配慮し、問題発生時には誠意をもって対応すること。 2. 周辺地域との関係、地域との役割分担に注意すること。

- ・今後、農業経営規模拡大する場合は農業経営基盤強化促進法に基づき農地利用集積計画書を提出のこと。申請土地が土地改良区域内の為、就農するにあたり土地改良区と事前協議することが望ましい。

8. 参入時における地域での役割分担に関する協定等の内容と実際の活動

1) 協定等の内容

解除件付きでの農地の権利取得を行う際には、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を継続的・安定的に行うと見込まれることが要件となっております。その要件の判断は、協定の内容等によって行いますが、役割分担に関する協定の内容の主なものは以下の通りです。具体的には、「農業の維持発展に関する話し合い活動への参加」、「道路・水路・ため池等の共同利用施設に関する取り決めの遵守」、「鳥獣被害対策への協力」などが盛り込まれています。

- ・①利用権の設定を受けた農地の所在地区における農業の維持発展に関する話し合い活動へ参加すること。②農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めに遵守すること。③獣害被害対策への協力を行うこと。
- ・地域農業の維持発展に関する話し合い活動への参加。貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取り決めの遵守。耕作または養畜の事業に常時従事する役員のうち少なくとも1名をその任に当たらせる。
- ・①取得する田の周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をします。②地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。③地域の農地の利用調査に協力します。④農薬の使用方法について、地域の防除基準に従います。
- ・河川敷地内農地であり、周辺耕作者と協働して用水路の管理・耕作環境の維持に務めるとともに近隣の幼稚園児と保護者を対象とした食農教育の場として活用する。
- ・①将来農業団地で安定した雇用機会を創出し所得保障するモデルの実験を行う。②定植から収穫まで機械化を推進する。③近隣農家と契約して、当社カット野菜の販路を活用することを検討する。④地域農業の維持発展に関する話し合い活動に参加する。⑤農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの順守、獣害被害対策と草刈りに協力する。

- ・①農道・水路の維持管理及び積雪時の除雪作業。②栽培施設について、温室・堆肥舎等設置しない。③農業と関係ない施設を設置しない。④栽培する作物は、野菜類・果樹類・花類とし、畜産関係は行わない。⑤むやみな安売りは避け、適正な価格で販売し、場合によっては地域との共販も取り入れる。⑥将来にわたって農振除外しない。

2) 実際の活動

「農業参入法人等」による実際の活動については、以下のような回答があった。全体として、解除条件付きで参入した法人等が地域での役割分担の協定にもとづいた活動が行われていることがうかがえる。

- ・協定の内容について、十分に履行されている。
- ・問題なく履行されている。
- ・借入農地ではイチゴ苗を栽培。季節労働者を雇用するなど、地域経済の一翼を担う。
- ・周辺農家への挨拶周りをを行い、部落での集会に参加。
- ・地域ぐるみでカラス、カモ等、他の農業者と被害対策をしている。
- ・共同による水利調整並びに防除に参加した。
- ・農業の維持発展に関する話し合い活動への参加。農道等の共同施設の利用に際しては、地域の取り決めの遵守。鳥獣被害対策への協力。
- ・地域の活動として、トウモロコシの種まき、小かぶの収穫体験を実施。地域活動へ積極的に参加。
- ・有機農法により営農を行っているため、周辺農地への農薬に関する被害は及ぼしていない。また、雑草の除去についても繁茂しないよう適宜草取りを行い、適正な管理を行っている。
- ・地域の人たちとの交流も大切にしており、料理教室やじゃが芋掘大会なども行っている。
- ・農業の維持発展に関する話し合い等には積極的に参加している。
- ・道路、水路等共同利用施設の取り決めは遵守している。
- ・地元農業組織の行う景観保全事業（植栽）活動に協力。
- ・地元農家の要請により、幼稚園対象にさつまいも収穫体験を実施。
- ・施設野菜を栽培しており、地域の障害のある方を採用して、地域と連携を保ちながら、経営している。
- ・地域の祭り等にも参加し、みかんの栽培について地域農家の指導を受けながら栽培を続けている。
- ・借主は地元出身者であり、確約書に基づき支障なく営農を行っている。
- ・共同利用貯水槽付近の除草や園、作業道周辺の草刈を積極的に実施している。また、排水溝の土上げなども行っている。

- ・自己資金にて耕作放棄地の解消をされた。公共事業の減るなかでも人員削減はされていない。

9. 賃借期間の中途の契約終了時における違約金の支払いの取り決め

賃借期間の中途に契約が終了した時における違約金の支払い内容を、あらかじめ取り決めている場合がある。

最も多いのが「賃借料1年分」であり、225経営体で行っていた。次いで、「取り決め無し」が73経営体あり、その他に「協議を行う」が64経営体、「残存期間の賃借料」が37経営体、「不要」が19経営体、「賃借料2年分」が17経営体あった。

中には、「賃借料10年分」や「残存期間の4倍の額」、「10万円」などの取り決めもあった。

統計表

1. 都道府県別参入経営体数(作目別)

(単位：経営体)

	計	稲作	いも・ 麦・マ メ	露地 野菜	施設 野菜	花き	工芸 作目	果樹	酪農	肉用 牛	養豚	養鶏	その他
全国	626	141	40	229	41	16	9	58		4	2	5	81
(割合%)	100.0	22.5	6.4	36.6	6.5	2.6	1.4	9.3	0.0	0.6	0.3	0.8	12.9
北海道	20	2	2	6		1		1			1		7
東北	73	18	10	13	6	4	1	6	0	0	0	2	13
青森県	16	5	4	2				4					1
岩手県	24	5	3	5	3	3		1					4
宮城県	1	1											
秋田県	10	3					1						6
山形県	10	3	1	2	3			1					
福島県	12	1	2	4		1						2	2
関東	83	16	5	35	5	3	0	11	0	0	0	0	8
茨城県	7	2		3									2
栃木県	13	3	1	4	3	1		1					
群馬県	1			1									
埼玉県	24	5	2	10	1			2					4
千葉県	11	2	1	6				2					
東京都	0												
神奈川県	17	3		10	1	1		1					1
山梨県	10	1	1	1		1		5					1
東海	111	20	5	53	6	2	6	4	0	1	0	1	13
岐阜県	24	4		14	2		1	1					2
静岡県	43	5	4	23	3		4	1		1			2
愛知県	37	11		14		1	1	1				1	8
三重県	7		1	2	1	1		1					1
北信越	61	18	3	20	4	2	1	5	0	0	0	1	7
新潟県	27	11	1	6	1			2					6
富山県	1			1									
石川県	8	1	2	3				2					
福井県	15	3		7	3			1					1
長野県	10	3		3		2	1					1	
近畿	70	14	7	25	9	1	0	10	0	0	0	0	4
滋賀県	8	2		2	2			2					
京都府	1		1										
大阪府	17	3	1	6	1	1		5					
兵庫県	25	7	3	9	5								1
奈良県	6	1	2	2									1
和歌山県	13	1		6	1			3					2
中国	93	26	4	41	2	1	0	6	0	3	0	0	10
鳥取県	33	6	3	18				1					5
島根県	11	3		2				2		2			2
岡山県	9	6		2	1								
広島県	31	7	1	15		1		3		1			3
山口県	9	4		4	1								
四国	43	11	1	13	2	1	0	8	0	0	1	1	5
徳島県	4			2									2
香川県	14	2	1	7				2					2
愛媛県	19	7		2	2			5			1	1	1
高知県	6	2		2		1		1					
九州	69	15	3	23	7	1	1	5	0	0	0	0	14
福岡県	6			4	1								1
佐賀県	2			1									1
長崎県	10	1		5	1			1					2
熊本県	21	4	1	6	2	1		1					6
大分県	7	2		1	3								1
宮崎県	4			1				1					2
鹿児島県	19	8	2	5			1	2					1
沖縄県	3	1						2					

2. 基盤整備の状況

(単位：%)

		A	B	C	D	E	計
		基盤整備 済み	未整備、未 整形の農地 (復元は不 要)	容易に復元 した農地 (草刈りや トラクター 耕起程度)	重機などで 相当な時 間、費用を かけて復元 した農地	その他 ・ 不明	
全	国	49	23	21	7	0	100
北海道		50	40	11	0	0	100
東北		42	25	25	7	1	100
	青森県	67	19	8	6	0	100
	岩手県	14	38	42	6	0	100
	宮城県	100	0	0	0	0	100
	秋田県	37	16	16	31	0	100
	山形県	52	38	10	0	1	100
	福島県	53	0	41	3	3	100
関東		43	28	19	9	0	100
	茨城県	37	15	43	6	0	100
	栃木県	53	26	8	13	0	100
	群馬県	100	0	0	0	0	100
	埼玉県	37	35	22	6	0	100
	千葉県	71	9	9	10	1	100
	東京都						
	神奈川県	23	34	35	8	0	100
	山梨県	42	40	0	19	0	100
東海		43	12	34	10	1	100
	岐阜県	85	6	9	0	0	100
	静岡県	17	17	53	13	0	100
	愛知県	50	5	31	8	5	100
	三重県	39	19	14	29	0	100
北信越		64	12	19	5	0	100
	新潟県	49	16	26	10	0	100
	富山県	100	0	0	0	0	100
	石川県	75	13	11	2	0	100
	福井県	85	4	11	0	0	100
	長野県	61	15	22	3	0	100
近畿		65	20	14	2	0	100
	滋賀県	72	28	0	0	0	100
	京都府	70	30	0	0	0	100
	大阪府	45	0	55	0	0	100
	兵庫県	73	19	4	4	0	100
	奈良県	56	44	0	0	0	100
	和歌山県	63	23	14	0	0	100
中国		53	23	14	11	0	100
	鳥取県	66	14	3	17	0	100
	島根県	64	11	6	18	1	100
	岡山県	33	38	22	7	0	100
	広島県	52	28	17	4	0	100
	山口県	0	43	50	7	0	100
四国		37	37	24	1	1	100
	徳島県	0	25	75	0	0	100
	香川県	38	33	25	0	4	100
	愛媛県	42	34	20	3	0	100
	高知県	39	61	0	0	0	100
九州		45	27	18	10	0	100
	福岡県	17	83	0	0	0	100
	佐賀県	99	2	0	0	0	100
	長崎県	18	31	25	25	0	100
	熊本県	33	33	18	16	0	100
	大分県	41	16	30	11	1	100
	宮崎県	93	8	0	0	0	100
	鹿児島県	66	12	20	2	0	100
沖縄県		77	17	7	0	0	100

注) 経営体毎のA~Eの割合を、単純平均した。

3. 本社所在地別法人数

(単位：法人)

	市町村内	市町村外 (県内)	市町村外 (県外)	不明	計
全国計	417	107	39	9	572
(割合%)	72.9	18.7	6.8	1.6	100.0
北海道	15	4			19
東北	57	10	3	0	70
青森県	14	2			16
岩手県	20	2	2		24
宮城県	1				1
秋田県	6	2			8
山形県	6	3			9
福島県	10	1	1		12
関東	43	16	15	2	76
茨城県	4	1	2		7
栃木県	3	3	3		9
群馬県	1				1
埼玉県	11	6	5	1	23
千葉県	7	1	1	1	10
東京都					0
神奈川県	11	3	2		16
山梨県	6	2	2		10
東海	64	16	10	2	92
岐阜県	18	6			24
静岡県	31		7		38
愛知県	11	9	1	2	23
三重県	4	1	2		7
北信越	48	11	2	0	61
新潟県	23	3	1		27
富山県	1				1
石川県	5	3			8
福井県	11	4			15
長野県	8	1	1		10
近畿	48	11	2	1	62
滋賀県	6	1	1		8
京都府	1				1
大阪府	4	4		1	9
兵庫県	19	5	1		25
奈良県	5	1			6
和歌山県	13				13
中国	67	16	3	4	90
鳥取県	26	2	1	4	33
島根県	9				9
岡山県	7	2			9
広島県	19	10	1		30
山口県	6	2	1		9
四国	27	12	2	0	41
徳島県	1	3			4
香川県	8	4			12
愛媛県	14	4	1		19
高知県	4	1	1		6
九州	45	11	2	0	58
福岡県	2	3			5
佐賀県	2				2
長崎県	5	2			7
熊本県	14	5	2		21
大分県	7				7
宮崎県	4				4
鹿児島県	11	1			12
沖縄県	3				3

4. 都道府県別経営面積(平均・最大・最小)

	計			法人			個人		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小
全国計	3.7	399.0	0.03	3.9	399.0	0.03	1.4	22.6	0.05
北海道	13.6	173.4	0.10	14.2	173.4	0.10	8.3	13.5	3.10
東北	8.8	399.0	0.07	8.8	399.0	0.07	7.9	22.6	0.51
青森県	29.4	399.0	0.60	29.4	399.0	0.60			
岩手県	2.7	36.0	0.13	2.7	36.0	0.13			
宮城県	0.8	0.8	0.78	0.8	0.8	0.78			
秋田県	3.9	22.6	0.20	2.0	6.9	0.20	11.6	22.6	0.51
山形県	1.2	4.6	0.07	1.3	4.6	0.07	0.6	0.6	0.56
福島県	4.4	32.0	0.50	4.4	32.0	0.50			
関東	3.9	170.0	0.06	4.2	170.0	0.06	0.9	2.6	0.40
茨城県	27.5	170.0	0.50	27.5	170.0	0.50			
栃木県	1.6	8.1	0.10	1.8	8.1	0.10	1.3	2.6	0.50
群馬県	0.6	0.6	0.56	0.6	0.6	0.56			
埼玉県	2.8	23.5	0.15	2.9	23.5	0.15	0.5	0.5	0.50
千葉県	1.0	2.9	0.40	1.0	2.9	0.40	0.5	0.5	0.50
東京都									
神奈川県	1.5	17.0	0.18	1.6	17.0	0.18	0.4	0.4	0.40
山梨県	0.6	1.4	0.06	0.6	1.4	0.06			
東海	1.5	47.0	0.03	1.8	47.0	0.03	0.3	2.2	0.10
岐阜県	1.5	9.8	0.20	1.5	9.8	0.20			
静岡県	1.1	12.3	0.03	1.2	12.3	0.03	0.8	2.2	0.10
愛知県	2.1	47.0	0.10	3.3	47.0	0.10	0.2	0.5	0.10
三重県	1.0	4.6	0.20	1.0	4.6	0.20			
北信越	3.2	19.0	0.05	3.2	19.0	0.05			
新潟県	3.8	19.0	0.50	3.8	19.0	0.50			
富山県	0.7	0.7	0.74	0.7	0.7	0.74			
石川県	2.4	10.9	0.30	2.4	10.9	0.30			
福井県	2.9	10.5	0.05	2.9	10.5	0.05			
長野県	2.8	15.9	0.10	2.8	15.9	0.10			
近畿	1.1	18.7	0.05	1.2	18.7	0.06	0.1	0.2	0.05
滋賀県	0.5	0.7	0.20	0.5	0.7	0.20	0.2	0.2	0.20
京都府	0.2	0.2	0.18	0.2	0.2	0.18			
大阪府	0.2	0.7	0.05	0.3	0.7	0.12	0.1	0.2	0.05
兵庫県	2.2	18.7	0.11	2.2	18.7	0.11			
奈良県	0.7	1.7	0.10	0.7	1.7	0.10			
和歌山県	0.8	3.1	0.06	0.8	3.1	0.06			
中国	3.9	47.0	0.03	3.8	47.0	0.03	7.1	11.7	0.40
鳥取県	2.4	45.2	0.06	2.4	45.2	0.06			
島根県	7.5	41.0	0.10	6.9	41.0	0.10	10.4	11.7	9.10
岡山県	7.2	44.3	0.11	7.2	44.3	0.11			
広島県	4.2	47.0	0.03	4.3	47.0	0.03	0.4	0.4	0.40
山口県	0.8	1.7	0.20	0.8	1.7	0.20			
四国	3.1	82.0	0.06	3.2	82.0	0.06	0.4	0.5	0.40
徳島県	0.2	0.4	0.06	0.2	0.4	0.06			
香川県	1.1	7.0	0.13	1.3	7.0	0.13	0.4	0.5	0.40
愛媛県	5.6	82.0	0.16	5.6	82.0	0.16			
高知県	2.1	7.6	0.31	2.1	7.6	0.31			
九州	1.8	26.0	0.05	2.2	26.0	0.10	0.2	0.4	0.05
福岡県	0.4	0.6	0.20	0.5	0.6	0.20	0.2	0.2	0.23
佐賀県	0.8	0.9	0.70	0.8	0.9	0.70			
長崎県	0.9	2.8	0.10	1.1	2.8	0.50	0.2	0.3	0.10
熊本県	3.0	26.0	0.20	3.0	26.0	0.20			
大分県	1.4	3.3	0.59	1.4	3.3	0.59			
宮崎県	3.7	11.3	0.64	3.7	11.3	0.64			
鹿児島県	1.5	10.6	0.05	2.3	10.6	0.10	0.3	0.4	0.05
沖縄県	4.1	7.6	1.02	4.1	7.6	1.02			

※ 「田の割合」は、経営体毎の田の割合を道府県ごとに平均した。

5. 農地面積(田の割合)

(単位：経営体数)

	平均 (%)	100 田のみ	50～99 田が多い	1～50 畑が多い	0 畑のみ	計
全国計	43	205	64	46	292	607
(割合%)		33.8	10.5	7.6	48.1	100.0
北海道	14	1	2	1	17	21
東北	42	26	5	2	32	65
青森県	12	1	1	1	11	14
岩手県	54	13		1	10	24
宮城県	100	1				1
秋田県	70	7			3	10
山形県	57	3	3		3	9
福島県	14	1	1		5	7
関東	26	13	9	9	51	82
茨城県	52	3	1		3	7
栃木県	59	5	3		5	13
群馬県	0				1	1
埼玉県	20	1	4	4	15	24
千葉県	24	2	1		8	11
東京都						
神奈川県	17	2		3	11	16
山梨県	3			2	8	10
東海	35	35	3	6	63	107
岐阜県	45	9	1	1	11	22
静岡県	24	10		3	30	43
愛知県	41	14	1	2	18	35
三重県	36	2	1		4	7
北信越	42	17	9	4	30	60
新潟県	54	10	6	1	10	27
富山県	20			1		1
石川県	17	1		1	6	8
福井県	36	5		1	9	15
長野県	39	1	3		5	9
近畿	54	31	6	7	26	70
滋賀県	53	4	1		4	9
京都府	100	1				1
大阪府	24	4			13	17
兵庫県	74	15	3	2	4	24
奈良県	58	3		1	2	6
和歌山県	50	4	2	4	3	13
中国	53	37	12	9	33	91
鳥取県	33	9	1	4	18	32
島根県	67	6	1	2	2	11
岡山県	87	6	2		1	9
広島県	50	10	6	2	12	30
山口県	86	6	2	1		9
四国	66	21	9	1	12	43
徳島県	86	2	2			4
香川県	94	12	1	1		14
愛媛県	54	7	4		8	19
高知県	26		2		4	6
九州	48	22	9	7	27	65
福岡県	50	3			2	5
佐賀県	50		1		1	2
長崎県	12	1		1	8	10
熊本県	56	9	4	1	3	17
大分県	51	1	3	1	2	7
宮崎県	30	1		1	2	4
鹿児島県	59	7	1	3	9	20
沖縄県	67	2			1	3

※ 「田の割合」は、経営体毎の田の割合を道府県ごとに平均した。

6. 経営体あたりほ場数(連坦化の状況)

(単位：経営体)

ほ場箇所数	1箇所	2	3	4, 5	6~10	11~20	20~	計
全国計	26	118	132	181	134	30	8	629
(割合%)	4.1	18.8	21.0	28.8				100.0
北海道		6	8	4	3			21
東北	2	4	14	27	19	6	1	73
青森県		2	4	4	2	4		16
岩手県		1	5	10	6	1	1	24
宮城県				1				1
秋田県	1			4	5			10
山形県	1	1	3	3	1	1		10
福島県			2	5	5			12
関東	0	16	13	26	19	6	3	83
茨城県			2	3	2			7
栃木県		3		4	5	1		13
群馬県				1				1
埼玉県		8	2	5	3	3	3	24
千葉県		1	2	5	2	1		11
東京都								
神奈川県		2	3	7	5			17
山梨県		2	4	1	2	1		10
東海	1	20	30	29	31	0	0	111
岐阜県	1	10	4	6	3			24
静岡県		4	24	10	5			43
愛知県		4		11	22			37
三重県		2	2	2	1			7
北信越	4	13	6	20	12	5	1	61
新潟県	3	4		11	7	2		27
富山県				1				1
石川県		5		2		1		8
福井県	1	2	4	2	5	1		15
長野県		2	2	4		1	1	10
近畿	8	16	12	18	14	3	0	71
滋賀県		1	6	1	1			9
京都府		1						1
大阪府	3	2		11	1			17
兵庫県	5	8	4	2	6			25
奈良県		2	2	1	1			6
和歌山県		2	3	5	3			13
中国	8	21	23	21	14	4	2	93
鳥取県		12	6	9	3	1	2	33
島根県		4		2	3	2		11
岡山県		1	4	3	1			9
広島県	8	4	11	4	4			31
山口県			2	3	3	1		9
四国	0	8	11	14	9	1	0	43
徳島県			1	3				4
香川県		2	4	7	1			14
愛媛県		4	6	3	6			19
高知県		2	1	1	2	1		6
九州	3	13	14	22	12	5	1	70
福岡県			5	1				6
佐賀県			1	1				2
長崎県		1	3	4	2			10
熊本県	1	3	4	6	6	1		21
大分県		2		2	1	1	1	7
宮崎県	1	2			1			4
鹿児島県	1	5	1	8	2	3		20
沖縄県		1	1		1			3

※複数のほ場が連坦化されている場合は、一つのほ場としてカウントした。

7. ほ場面積(連坦化の状況)

(単位：箇所)

	50a未満	50a	1ha	2ha～	計
		～ 1ha	～ 2ha		
全国計	1192	290	97	181	1760
(割合%)	67.7	16.5	5.5	10.3	100.0
北海道	7	6	6	20	39
東北	118	54	31	36	239
青森県	38	13	12	11	74
岩手県	29	30	16	10	85
宮城県	3				3
秋田県	11	1	1	10	23
山形県	24	5	2		31
福島県	13	5		5	23
関東	299	25	7	13	344
茨城県	15	1	2	4	22
栃木県	43	3	3	3	52
群馬県	2			2	4
埼玉県	138	11	2	3	154
千葉県	40	5	0	0	45
東京都					
神奈川県	29	5		1	35
山梨県	32				32
東海	109	24	8	40	181
岐阜県	12	7	3	22	44
静岡県	43	3	2	3	51
愛知県	49	12	2	13	76
三重県	5	2	1	2	10
北信越	122	69	12	19	222
新潟県	57	25	6	7	95
富山県	4				4
石川県	18	1	2	6	27
福井県	25	20	3	5	53
長野県	18	23	1	1	43
近畿	104	34	2	10	150
滋賀県	9	8		3	20
京都府	1				1
大阪府	11				11
兵庫県	38	9	1	7	55
奈良県	8	4			12
和歌山県	37	13	1		51
中国	177	35	18	19	249
鳥取県	106	7	2	3	118
島根県	27	10	9	6	52
岡山県	3	5	2	7	17
広島県	24	10	4	3	41
山口県	17	3	1		21
四国	100	9	2	4	115
徳島県	5				5
香川県	23	2	1		26
愛媛県	46	4		3	53
高知県	26	3	1	1	31
九州	152	31	8	19	210
福岡県	4	4			8
佐賀県	4	1			5
長崎県	10	5	2		17
熊本県	35	7	1	16	59
大分県	34	3	2	1	40
宮崎県	5	1		1	7
鹿児島県	60	10	3	1	74
沖縄県	4	3	3	1	11

※複数のほ場が連坦化されている場合は、一つのほ場として、面積を合計している。

8. 賃借料および賃借期間

(単位：筆数、円、年)

	適用法		賃借料 平均	期間	
	農地法	農業経営 基盤強化法		平均	最大
全国	492	731	15,223	5.6	31
北海道	22	7	5,701	5.4	20
東北	97	31	14,528	6	20
青森県	30	9	22,141	6.2	10
岩手県	17	18	8,590	5.7	11
宮城県		2	20,000	3.3	4
秋田県	12	2	18,000	7.3	20
山形県	21		15,087	7.2	20
福島県	17		8,728	5.9	10
関東	44	113	17,953	5	19
茨城県	6	7	10,464	6.3	10
栃木県	13	10	13,674	7.6	10
群馬県	4		9,826	4.7	5
埼玉県	3	38	7,755	5.3	10
千葉県	14	1	33,906	4.1	6
東京都					
神奈川県	4	22	30,080	4.4	15
山梨県		35	17,486	4.9	19
東海	87	93	13,961	6	31
岐阜県	22	11	18,882	6.9	31
静岡県	23	55	11,561	6.3	20
愛知県	27	25	14,123	3.7	10
三重県	15	2	11,005	5.6	10
北信越	76	80	9,606	6	30
新潟県	26	23	13,011	5.2	15
富山県	2		8,000	10.0	10
石川県	13	8	3,801	7.4	30
福井県	5	35	9,724	5.3	15
長野県	30	14	9,171	5.5	10
近畿	40	78	26,863	5	20
滋賀県	4	9	27,906	8.5	10
京都府		1		10.0	10
大阪府	1	18	36,884	4.4	12
兵庫県	27	25	31,371	4.8	20
奈良県	4	5	7,528	6.1	10
和歌山県	4	20	13,110	4.4	10
中国	34	199	13,038	5	20
鳥取県	7	59	8,463	4.3	11
島根県	3	42	9,482	6.1	20
岡山県	10	29	12,961	5.1	20
広島県	11	53	17,477	6.6	20
山口県	3	16	19,000	3.9	10
四国	27	42	21,712	6	15
徳島県		3	20,833	4.1	5
香川県	9	12	11,148	5.4	10
愛媛県	10	21	16,027	6.9	15
高知県	8	6	43,615	5.9	15
九州	63	87	13,530	6	22
福岡県	6	1	22,108	5.7	12
佐賀県	2		16,000	4.0	5
長崎県	1	12	8,519	6.5	10
熊本県	30	28	14,357	4.7	10
大分県	6	15	12,210	5.6	22
宮崎県	8		17,116	6.4	10
鹿児島県	10	31	11,402	7.2	10
沖縄県	2	1	12,429	6.0	10

※「田の割合」は、経営体毎の田の割合を道府県ごとに平均した。

※ 賃借料は、賃貸借料金の平均（使用貸借は含まない）。

9. 市町村長からの意見(抜粋)

- 土地利用計画との整合性を確認。異議無しとの回答。
 - 借主が農業生産法人の資格取得を志向し、その準備段階として、農地を賃借して農業に参入するため、農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から適当と認める。
 - 1. 周囲の環境に配慮し、問題発生時には誠意をもって対応すること。
2. 周辺地域との関係、地域との役割分担に注意すること。
 - 県公社、市、企業と3者協定を締結した。
 - 販売計画により収益性を上げ持続的な農業経営が成り立つよう配慮すること。
 - 借受人(申請人)が高齢であるので、後継者に農業経営が円滑に承継されることに押領すること。
 - 今後、農業経営規模拡大する場合は農業経営基盤強化促進法に基づき農地利用集積計画書を提出のこと。申請土地が土地改良区域内の為、就農するにあたり土地改良区と事前協議することが望ましい。
 - 農業振興地域内農用地区域外の農地をいちじく又はイチゴの栽培に供するためのものであり、〇〇農業振興地域整備計画書の農用地利用計画に定められる土地利用区分に沿ったものであるため、特に意見はなし。
 - スイカ祭りなど地域の行事に積極的に参加している。
 - 近隣農地や集落営農組合に支障が内容農業経営を行うこと。
 - 農業委員会に出頭を求め、営農計画の説明を受けた。また、紛争を防止するため境界を明確にし耕作することなどを協議し合意している。
 - 〇〇町農業振興地域整備計画に基づく農業振興地区域内であるが、農業振興上の支障は無いと考えられる。
 - 賃貸借期間が3年と短い。営農利用上、設定期間の延長を望むとともに、地域農業への貢献を図られるよう望む。
 - 地主が不利にならないように許可すること。
 - 農地法を遵守し、営農計画書通り効率的に利用することをお願いする。
-

10. 参入時における地域での役割分担に関する協定等の内容(抜粋)

- ①利用権の設定を受けた農地の所在地区における農業の維持発展に関する話し合い活動へ参加すること。
②農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めに遵守すること。
③獣害被害対策への協力を行うこと。
- 地域農業の維持発展に関する話し合い活動への参加。貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取り決めの遵守。耕作または養畜の事業に常時従事する役員のうち少なくとも1名をその任に当たらせる。
- (1) 農業の維持発展に関する話し合い活動への参加
(2) 道路・水路・ため池等の共同利用施設に関する取り決めの遵守
(3) 鳥獣被害対策への協力
- 農道・水路等共同利用施設の維持管理、獣害被害対策について地域農業者への協力をする。また、地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加をする。
- 地域農業の維持発展に関する話し合い活動に参加、共同施設の維持・利用等に関する取り決めの遵守、獣害被害対策への協力、上記役割を担うため常時従事する役員を1名配置。
- ①取得する田の周囲は水稲作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稲の栽培をします。②地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。③地域の農地の利用調査に協力します。④農薬の使用方法について、地域の防除基準に従います。
- 年1回の水路・農道・畔道の刈り払い作業の遵守。
農業の維持発展に関する話し合いへの参加等、状況に応じた協力。
- 農業基盤の確立と若者が夢を持てるような農業の将来性に関する話し合い活動への参加。
農道、水路等の改修事業に協力し、共同利用施設の取決め遵守。
- 河川敷地内農地であり、周辺耕作者と協働して用水路の管理・耕作環境の維持に努めるとともに近隣の幼稚園児と保護者を対象とした食農教育の場として活用する。
- 借用地で耕作事業を行うに際し、周辺農家との協調及び連携を図るとともに、地域の農業生産環境の保全に対し十分配慮する。借用地が益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用に関する取り決めに遵守する。地域の住民や農家から農業の維持発展に関する話し合い活動等への参加を求められた場合は、特段の事情がない限り、その活動に参加する。
- 1 将来安定した雇用機会を創出し所得保障するモデルの実験を行う。
2 定植から収穫まで機械化を推進する。
3 近隣農家と契約して、当社カット野菜の販路を活用することを検討する。
4 地域農業の維持発展に関する話し合い活動に参加する。
5 農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの順守、獣害被害対策と草刈りに協力する。
- ・周辺農家との協調及び連携を図るとともに、地域文化を尊重し、地域と調和した農業経営を実施する。
・地域の雇用促進等に努めるものとする。
・地域の農業の維持発展に関する活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。
・借受農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設の維持管理に関する取り決めに遵守するものとする。
- 地主から地域の行事等の情報を逐次もらい対応すること。
有機栽培については、病害虫等の発生を抑える農法を取り入れ、周辺地主からの了承を得ているとのこと。なお、病害虫等の被害が及ぶ恐れがある場合は、早急に対応すること。
- 灌漑施設、水路、農道の利用はなし。
有機栽培や除草の管理方法については周辺地主の理解を得ながら、病害虫の発生時には早急に対応することで了解を得ている。
地域の活動については、地主、農業委員等と話し合いながら積極的に参加すること。
獣害対策については、ネット、白ペンキの塗布等の準備を計画していくとのこと。
- 廃ポリ組合加入（義務者の加入を継承）
- 新規に農業参入するに当たり、農地賃貸人と地域集落の皆様へ指導、助言を頂き、地域ルールの厳守、協力致します。
- ①市内での就農参入にて地域におけるサポート。
②農地の利用と有効活用できるよう努める。

-
- 1. 農道・水路の維持管理及び積雪時の除雪作業
 - 2. 栽培施設について、温室・堆肥舎等設置しない
 - 3. 農業と関係ない施設を設置しない
 - 4. 栽培する作物は、野菜類・果樹類・花類とし、畜産関係は行わない
 - 5. むやみな安売りは避け、適正な価格で販売し、場合によっては地域との共販も取り入れる
 - 6. 将来にわたって農振除外しない
 - 集落営農や経営体等へ農地が面的にまとまった形で利用されるときは、一緒に参加し、地元農事改良組合、農協等の農業推進事業に協力する。
 - かんがい排水、土地改良等に必要な経常経費の負担。農道内での通行配慮。
 - 地域の水管理など営農に関する話し合いに参加し、農道、水路の草刈などを行い、適切に管理する。地域の竹の間伐を行い堆肥化するなど、その他地域にある課題への取り組みを積極的に提案、実行していく。また、その一環として持ち主が高齢のため耕作が難しくなった農地を借り受け耕作し、耕作放棄地の解消にも努める。
 - 地域と協力してコミュニケーションの場を作る。地域の活動や行事に参加し貢献する。農道、水路の使用、防除など地域の取り決め事項を遵守する。
 - 申請地周辺の農業者と農業を通じて交流していき、農薬散布の時期や農地の維持管理方法等については相談して決めるようにすること。
 - 1) 日常的な農地の維持管理等において周辺農家との協調及び連携を図るとともに、地域の農業生産環境の保全に対し十分配慮すること。
 - 2) 受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用に関する取り決めに遵守すること。
 - 3) 関係する地域の住民や農家から農業の維持発展に関する話し合い活動等への参加を求められた場合は、特段の事情がない限りその活動に参加すること。
 - 有機肥料を主に利用し、農薬の使用を最小限にとどめ、近隣農地への影響が少ないように行う。地域農業集落の取り決めに従い、支障の出ないように耕作を行う。
 - 地域における水路・農道等共同利用施設の取り決めに遵守し、その適切な維持管理等に努める。また、地域からの要望に応え、野生動物の捕獲等について協力をする。
 - ・「農道」については、必要に応じて簡易補修・草刈りの実施 地区一斉で実施する維持管理作業に参加する。
 - ・「用・排水路」については、必要に応じて土砂撤去・草刈り等を実施する。 地区一斉で実施する維持管理作業に参加する。
 - ・「病害虫」については、除草の徹底により発生減に努める。
 - ・「除草」については、法面、道路等の除草は地域の決めに従う。薬剤散布は他への飛散を防ぐ。農薬の使用は最小限にする。
 - ・「環境対策」については、堆肥の散布に際しては悪臭の発生がないよう早めにすきこみをする。
 - ○○農協の指導を受けながら、技術向上のための話し合いを積極的に行う。共同利用施設等に関する取り決めの遵守。
 - 農業者の高齢化等で耕作困難に対する相互での助け合いの実施
水路等の維持管理の実施
 - 遊休農地の解消、労働力不足に困っている農家の就労支援等、地域農業の発展に協力する。
 - ①農道・水路等の共同利用に関して、地域に迷惑をかけることの内容ルールを守って利用すると共に、日々の管理に務める。
 - ②地域で定められた草刈や清掃活動に参加する。
 - ③鳥獣被害対策の活動への参加
 - ④農法や農薬使用について、地域の一般的慣行に沿った農法等の実践
 - ⑤農会等の会合への参加
 - ①水利費用を年額3,000円/反負担し利用 ②農事費用を年額2,000円/反負担し利用
 - ①かんがい排水、土地改良等に必要な経常経費は借り人が負担 ②農業災害補償法にうに基づく共済金は借り人が負担
 - 圃場は中山間地域にあり、高齢化による休耕田の拡大を食い止め、保全を行う。
 - 将来的な放棄農地の抑制を図る上での耕作を担うと共に、共同利用施設の維持管理、獣害被害対策に積極的に参加して、地域農業に貢献する。
 - 雇用体制安定化のために、地域と連帯のとれる農業部門を新設し、安定品目栽培の拡大・荒廃地の再活用を検討し事業化をする。
-

11. 参入法人等の役割分担に関する実際の活動内容

- 協定の内容について、十分に履行されている。
- 問題なく履行されている。
- 借入農地ではイチゴ苗を栽培。季節労働者を雇用するなど、地域経済の一翼を担う。
- 周辺農家への挨拶周りをを行い、部落での集会に参加。
- 農道の刈払いを行った。
- 講習会等に積極的に参加するようにしている。
- 地域ぐるみでカラス、カモ等、他の農業者と被害対策をしている。
- 適正に行われている。
- 共同による水利調整並びに防除に参加した。
- 農業の維持発展に関する話し合い活動への参加。農道等の共同施設の利用に際しては、地域の取り決めの遵守。鳥獣被害対策への協力。
- 農道、水路等の補修等作業の協力。
- 協定通りに活動している。
- 地域で行う、共同作業に参加した。
- 農業経営改善計画認定書の交付を受け、認定農業者となり地域のなかで積極的に農業経営に取り組んでいる。計画の中には、地域の方を優先に雇用の場の確保という経営の前提条件があり、正社員4名、パート社員7名の雇用を実現している。
- 地元農協へ出資加入し、諸会合へ参加をしている。
- 周辺耕作者と協働して用水路の管理・耕作環境の維持にに務めるとともに近隣の幼稚園児と保護者を対象とした食農教育の場として活用する。
- 地域の話し合い活動への参加、共同利用施設の建設・維持管理などに関する取り決めに遵守する。獣害被害対策への協力、地域の農業に関する取り決めに遵守する。
- 収穫の状況を地域の人に公開したり、地域との調和を図っている。
- 初年度についてはまわりのことを考える余裕がなく、地域農業への維持発展に関する話し合い活動への参加や共同施設への運用などに参加できなかった。
- 取り決めの内容を遵守し、活動を行っている。
- 地域の活動として、トウモロコシの種まき、小かぶの収穫体験を実施。
- 地域活動へ積極的に参加。
- 有機農法により営農を行っているため、周辺農地への農薬に関する被害は及ぼしていない。また、雑草の除去についても繁茂しないよう適宜草取りを行い、適正な管理を行っている。
- 精神障害者自立支援のため、地元農家から有機農業の指導を受け、地域のスーパーマーケットに出荷している。また、地域の人たちとの交流も大切にしており、料理教室やじゃが芋掘大会なども行っている。
- ・農業の維持発展に関する話し合い等には積極的に参加している。
・道路、水路等共同利用施設の取り決めは遵守している。
- 参入間もないため、農業参入法人からの活動報告は受けていない。
- 水路等の清掃活動への参加。
地元農家とともに収穫祭等のイベントを実施。
- 水路清掃、道路等の草刈等の実施。
- 地元農業団体と連携し、体験農業等の実施。
水路等の清掃活動への参加。
- 地元農業組織の行う景観保全事業（植栽）活動に協力。
- 地元農家の要請により、幼稚園対象にさつまいも収穫体験を実施。
- 施設野菜を栽培しており、地域の障害のある方を採用して、地域と連携を保ちながら、経営している。
- 地域の祭り等にも参加し、みかんの栽培について地域農家の指導を受けながら栽培を続けている。
- 施設野菜を栽培しており、地域の障害のある方を採用して、地域と連携を保ちながら、経営している
- 農地の管理を十分にし、耕作に精進した。また水路掃除に参加した。
- 現在のところ地域との関係は良好であり、協定内容も遵守している。
- 問題なく履行している。
- 本町が進めているブランド品（いちじく）の生産加工等に積極的に参加して頂いている。

-
- 借主は地元出身者であり、確約書に基づき支障なく営農を行っている。
 - 借主は当該地所有者で以前より当地において営農しており、継続した形態で耕作されている。
 - 知人を介しての貸借地であり、確約書に基づき支障なく営農を行っている。
 - 当該地域の特産品の生産拡大を主として地元住民により設立された法人であり、地域に密着した営農となっている。
 - 当該地でスキー場等を経営する法人であり、以前より地域に融通密着した形態で営農されている。
 - すべての役割について活動している。
 - 周辺農家との協調及び連携。農業の維持発展に関する話し合いへの参加。共同施設の維持・利用等に関する取り決めの遵守。
 - カメムシ発生防止期間に除草作業を実施した。
 - 県営パイロット事業により畑造成された農地が、農家の高齢化により耕作放棄されていた。その耕作放棄地を無償で借り受け重機により畑に復旧し主に大豆栽培を行っている。地元が油揚げの特産地であるため地域業者やJAと連携し地元産の大豆を使った油揚げ製造に主導的立場で参加している。通年で農作業労働者を地域から6名ほど雇用しており、地元にとっては喜ばれている。
 - 耕作放棄地を復旧し、農業関係機関団体の指導を受けながら路地野菜の栽培とハウスによるイチゴの栽培に積極的に取り組んでいる。地域住民からは耕作放棄地による他の農地への悪影響が排除され喜ばれている。農家の高齢化に伴う耕作放棄地の受け皿として地域から期待されている。
 - 現地は戦後の食糧増産を目的とした未墾地を切り開いた農地であるが、現在はほとんどの入植者が離村し、当該地は耕作放棄されていた場所である。参入者はぶどうの栽培からワイン製造・販売を計画したが販売許可が受けられない状況である。現在は野菜栽培にも手を広げ、収益確保に取り組んでいるが利益幅は少ない状況である。耕作放棄地を民間の力で復旧しているものである。
 - ・集落の会合に参加している。・共同作業に参加している。・継続して耕作している。
 - 濁酒米の生産のため、周辺農家との適切な役割分担の下に水路組合に出席し、農業の維持発展に関する話し合いに参加しています。
 - 共同利用貯水槽付近の除草や園、作業道周辺の草刈を積極的に実施している。また、排水溝の土上げなども行っている。
 - 雨水処理等の排水整備、土壌改良等を積極的に行っている。
 - 自己資金にて耕作放棄地の解消をされた。公共事業の減るなかでも人員削減はされていあない。
 - 週末におこなわれた集落の水路等草刈りへの参加
 - 山間部の特徴を生かして梅の栽培を行い、新しい特産品を目指している。
 - 週末におこなわれた集落の水路等草刈りへの参加
 - 農地水環境保全向上対策事業への参加。農産物のインターネット販売。
-

12. 賃借期間の中途の契約終了時における違約金の支払いの
取り決め内容

賃借料1年分	225
取り決め無し	73
協議を行う	64
残存期間の賃借料	37
不要	19
賃借料2年分	17
賃借料3年分	10
賃借料5年分	5
賃借料半年分	4
存続期間の過半を超える年数の賃借料	4
損害与えた金額	4
立ち退き料は不請求	2
賃借料10年分	2
賃借料20年分	1
賃借料9年分	1
賃借料3ヶ月分	1
賃借料1ヶ月	1
10万円	1
1万円	1
残存期間の賃借料の4倍の額	1
残存期間の賃借料の3倍の額	1
残存期間の賃借料の2倍の額	1
当初の5年間は解除できない。5年経過後 8年以内に賃借人から解除の申出があった 場合には2年分の賃料を支払って解除す る。	1

調 査 票

経営体番号

(農業委員会において、経営体毎に通し番号を振って下さい)

0

農業委員会

解除条件付き農業参入法人等の農地利用に関する調査シート①

質問項目	問1 基本情報				問2 法人情報(個人の場合は必要なし)				問3 貸借の際の農地の状況				問4 圃場の連坦化の状況						
	記入者等	経営形態	参入年月	経営作目	農地面積	法人形態	本社所在地	業種	業務執行役員	A	B	C	D	E	50a未満	50a～1ha未満	1ha～2ha未満	2ha～	
質問項目	都道府県	農業委員会	記入者	経営作目 下記から選択	農地面積 畑 水田 畑	法人形態	都道府県	業種 下記から選択	業務執行役員 居住地域	基礎整備済み	未整備(復元は不要)	耕起程度(トラクタ)	重機を使用した農地を回復元	その他・不明	50a未満	50a～1ha未満	1ha～2ha未満	2ha～	
単位 選択肢				1 稲作 2 いも・麦・マメ 3 露地野菜 4 施設野菜 5 花き・花木 6 工芸作目 (茶・たばこ等) 7 果樹 8 酪農 9 肉用牛 10 養豚 11 養鶏 12 その他	ha	1 株式会社 2 NPO法人 3 その他		1 建設業 2 食品関連産業 3 社会福祉関係 4 その他	1 農地のあ る市町村内 2 農地のあ る市町村外 3 不明	%	%	%	%	0					
記入上の注意				元号(平成)											1000になる				圃場の連坦化の状況別に箇所数を記入して下さい。

経営体番号

0

農業委員会

解除条件付き農業参入法人等の農地利用に関する調査シート②

問5 農地の利用状況(筆別または団地別)					
	a 面積	b 地目	c 適用法	d 貸借期間	e 賃借料
	a	1 田 2 畑 3 果樹園 4 採草 放牧地	1 農地法 2 基盤法	年 期間の定めがない場合は「なし」	円/年・10a
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
計(a)	0	(問1④面積計		0	ha)

※原則、筆別にご記入下さい。b～eの項目が同じ場合は、まとめて(面積を合計して)記入してもかまいません。

※15筆以上ある場合は、記入欄を追加して下さい。

解除条件付き農業参入法人等の農地利用に関する調査シート③

問6 地域における役割分担		問7 解除条件契約の内容			問8 市町村長の意見		
質問項目	①参入時における地域での役割分担に関する協定等の内容	②参入法人の役割分担に関する実際の活動内容	①原状回復義務は誰にあるか	②原状回復費用は誰が負担するか	③原状回復がなされない場合の損害賠償の内容	④償借期間中途中の契約終了時における違約金の支払いの取り決め内容	1. 行われた 2. 行われていない 具体的な内容
記入欄							
記入上の注意等	農業の維持発展に関する話し合いへの参加、共同施設の維持・利用等に関する取り決めの遵守、被害被害対策への協力など、具体的にご記入下さい。	上記①の内容の履行状況、それ以外に行っていることなど、ご自由にご記入下さい。					

関連法令等（抄）

農地法 3 条 3 項

農業委員会は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項(第二号及び第四号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができる。

一 これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。

二 これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

三 これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

4 農業委員会は、前項の規定により第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

5 第一項の許可は、条件をつけてすることができる。

6 農業委員会は、第三項の規定により第一項の許可をする場合には、当該許可を受けて農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地又は採草放牧地の利用の状況について、農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

7 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

農地法 3 条 6 項

農業委員会は、第三項の規定により第一項の許可をする場合には、当該許可を受けて農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地又は採草放牧地の利用の状況について、農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

農地法施行規則第 19 条（利用状況の報告）

法第三条第六項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を同条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可をした農業委員会に提出しなければならない。

- 一 法第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
 - 二 前号の者が使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地又は採草放牧地の面積
 - 三 前号の農地又は採草放牧地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - 四 第一号の者が行う耕作又は養畜の事業がその農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響
 - 五 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況
 - 六 第一号の者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況
 - 七 その他参考となるべき事項
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 前項第一号の者が法人である場合には、定款の写し
 - 二 その他参考となるべき書類

農地法関係事務に係る処理基準 第3法第3条関係

9 法第3条第3項関係

(1) 法第3条第3項の考え方

農地等についての権利取得は法第3条第2項が基本であり、同条第3項は、使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合に限って例外的な取扱いができるようにしているところである。

これは、使用貸借による権利又は賃借権については、不適正な利用があった場合において契約の解除等により所有者に農地等を戻すことが可能であるが、これと異なり、所有権については所有者が絶対的な管理・処分権限を持つところであり、それぞれの権利の性質の違いに応じて取り扱うものとされたものである。

法第1条の目的においては、「耕作者自らによる農地の所有」等が規定され、今後とも農地の所有権の取得については農作業に常時従事する個人と農業生産法人に限るべきであることが明確にされたところである。

(2) 法第3条第3項の判断基準

- ① 法第3条第3項第2号の「適切な役割分担の下に」とは、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等をいう。

これらについて、例えば、農地等の権利を取得しようとする者は、確約書を提出すること、農業委員会と協定を結ぶこと等が考えられる。

- ② 法第3条第3項第2号の「継続的かつ安定的に農業経営を行う」とは、機械や労働力の確保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあることをいう。

- ③ 法第3条第3項第3号の「業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕

作又は養畜の事業に常時従事すると認められる」とは、業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業（農作業、営農計画の作成、マーケティング等を含む。）の担当者として、農のほか、理事、執行役、支店長等の役職名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。

権限を有するかの確認は、定款、法人の登記事項証明、当該法人の代表者が発行する証明書等で行う。

10 法第3条第3項の事務処理基準

(1) 農業委員会は、法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた法人等が撤退した場合の混乱を防止するため、次の①から④までの事項が契約上明記されているか、①から④までの事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する能力があるかについて確認するものとする。

- ① 農地等を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか
- ② 原状回復の費用は誰が負担するか
- ③ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決めがあるか
- ④ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決めがあるか

(2) 農業委員会は、法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた法人等が撤退した場合には、次の利用者が継承できるよう、農地等の権利の設定等のあっせん等（農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業、同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業等の活用等）について関係機関と十分連携して行うものとする。

(3) 法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする法人等による農地等の権利取得について、農業委員会は、許否の判断に当たり疑義があれば、地方農政局（北海道にあっては経営局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に積極的に相談されたい。

また、農業生産法人以外の法人による農地等の権利取得の状況については、農業委員会・都道府県・地方農政局の間で情報が共有されるよう配慮されたい。